

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部安心居住課（06-6208-9648） 福祉局高齢者施策部高齢施設課（06-6241-6536）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	居住安定援助計画（居住安定援助賃貸住宅事業）の認定に基づく専用賃貸住宅の目的外使用
概 要	<p>居住安定援助賃貸住宅（居住サポート住宅）は、住戸の広さ、構造、設備等の一定の認定基準を満たし、日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者に対し、居住支援法人等と賃貸人が連携して援助（安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎ）を行う賃貸住宅で、法に基づいて認定された住宅です。</p> <p>認定事業者は、認定計画に記載された専用賃貸住宅の一部について入居者が一定期間（三月）以上確保することができないときは、その一部を入居者の資格を日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等以外の者に賃貸する場合は、大阪市長の承認を受けなければならない。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第50条 国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則 第31条～第33条 大阪市居住安定援助江引退住宅事業の認定等に関する要綱 第6条</p> <p>(https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000660895.html)</p> <p>大阪府居住安定確保計画 第2.1</p> <p>(https://www.pref.osaka.lg.jp/jumachi/kyojyuuantei_plan/)</p>
審査基準	<p>【専用賃貸住宅の目的外使用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 専用賃貸住宅の一部を賃貸する場合には、当該賃貸借を、借地借家法第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（5年を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。
標準処理期間	1ヶ月
経由日数	—
提出先	都市整備局企画部安心居住課 福祉局高齢者施策部高齢施設課
提出時期	随時
提出方法	申請書及び添付書類を作成し提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局企画部安心居住課 福祉局高齢者施策部高齢施設課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000659439.html
備 考	